

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、同社の管理部情報システム室に所属し、システムエンジニアとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日午前11時頃、被災者の実家の倉庫内にて死亡した。死体検案書での直接死因は「非定型的縊死」、死因の種類は「自殺」であった。

請求人は、被災者は会社に入社する前に勤務していたC会社（以下「前会社」という。）在籍中の平成〇年〇月頃からD病院にて「うつ病エピソード・自律神経失調症」の治療を受けていたが、会社に転職した平成〇年〇月頃にはほぼ全快していたところ、平成〇年〇月頃から同僚からの嫌がらせや達成困難なノルマに悩み、さらに、同僚から送信された退職を強要する内容のメールにショックを受けていた旨主張する。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者の症状出現や療養の経過等を踏まえ、平成〇年〇月頃に「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、被災者に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められな

い。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、前会社における常軌を逸した過大な精神的・心理的負荷こそ本件疾病の発病原因である旨、主張している。

この点、Eは、要旨、「営業の業務内容は、飛び込みで契約を取る仕事はまずありません。契約持続のために事業場を訪問し、派遣社員の仕事以外に及ぶ悩みを聞いたりすることが、主要な業務です。営業から帰社しますと、営業活動報告書を作成し、上司に報告します。派遣者の変更、追加の場合は、見積書の作成、コーディネート作業をします。被災者はS Eでしたので、これらの他にホームページの更新などのちょっとしたことをしていました。被災者は差し障りのない程度の作業でしたがしていました。被災者は仕事に大きな悩みは、無かったと思います。被災者は何かあると社長室で、私に話をしていました。その中身は仕事のことではなく、家庭内のことでした。」と申述し、Fは、要旨、「業務内容は、担当地域内の派遣契約をしている事業場を訪問し、派遣社員の勤務状況を見て回ることです。このほかに、出勤簿や封筒などの書類等を補充しています。新規契約を目的とした訪問は当時なかったと思います。それは、業績も良かった時期ですし、先に申し上げたような、訪問業務で手一杯だったからです。私と被災者は同期で、同じ営業の仕事をしていましたので、会社では一番被災者を知っていると思います。」と申述しており、両者の申述に矛盾はなく、前会社において被災者に常軌を逸した過大な精神的・心理的負荷をもたらす業務があったとは認められない。

(イ) 平成〇年〇月より、被災者の営業目標が700万円から1,000万円に増額しており、これは認定基準別表1の「達成困難なノルマが課せられた」に該当すると判断することが可能であり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、Fは「営業のノルマは一人一人よりも、営業部全体の目標設定が中心でした。」と申述していることから、ノルマは営業目標が示されたものであり、当該目標が被災者一人に強く求められるものとは認められない。個人別売上実績表によれば、被災者にのみ法外な目標が設定されたわけではなく、ノルマが増えた平成〇年〇月以降に時間外労働時間数が急激に増

加した事実もないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 総合評価における共通の検討事項である、仕事の裁量性の欠如、職場環境の悪化、職場の支援・協力等の欠如の状況については、特段評価するものは認められず、出来事の前から続く恒常的な長時間労働も認められない。したがって、被災者の業務による心理的負荷の全体的な評価は「強」には至らないものと判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、決定書第2の3の(1)の才及びカにおいて説示しているとおりであり、被災者の本件疾病の発病には、個体側の性格特性（うつに対する親和性の高い性格特性）が関与していたと考えられる。

(5) したがって、被災者の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

(6) なお、請求人らは、再審査請求において、上記ノルマを課されたことのほか、Gから送信されたメール等が特別な出来事に該当する旨強く主張することから、当審査会においては、当該主張内容の多くが発病後の出来事であるが、一応その内容を精査することとしたところ、請求人が主張するいずれの事実をもってしても、「心理的負荷が極度のもの」といえる特別な出来事と評価できるものではなく、また本件疾病の憎悪を招く繰り返された出来事とも評価できないものであることを付言する。

(7) 以上のおり、被災者に発病した本件疾病は、発病前の前会社勤務時代の業務に起因したものとは認められず、また、本件疾病発病後、死亡に至るまでの期間においても、認定基準に定める「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、しかも、決定書理由第2の3の(2)のウのおり精神障害の悪化を医学的に認める意見もないことから、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務に起因したものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。